

各支部が支部総会を開催！

皆さん支部総会には参加されましたか？



江南東支部総会より

4月29日（土・祝）には江南中支部で、5月14日（日）は江南東支部と岩倉支部と犬山支部で、支部総会が行われました。江南東支部では新会員歓迎会も兼ね、新会員に花束が渡されました。（5月14日時点）
宮田草井支部と扶桑

支部の支部総会開催は5月21日（日）大口支部は5月28日（日）です。

各支部総会では昨年一年間の総括が行われ、新年度の予算と役員体制が決定しました。また新しい会員・読者を拡大し民商の仲間を増やすことが呼びかけられ、来年3月までの拡大目標の決定と達成に力を注ぐ事が確認されました。

どの支部でも総会後は懇親・食事会が行われ、久しぶりに会った会員さん同士で旧交を温め、支部の団結を新たにしました。

6月4日（日）には尾北民商第67回定期総会が、6月11日（日）には愛商連第75回定期総会が行われます。

2023年
5月22日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

尾北民商第67回定期総会にご参加ください！

とき 6月4日（日）午前9時30分開会 正午まで
ところ 江南市 布袋駅東トコトコラボ1階 会議室1～3



※総会に参加を希望する方は、あらかじめ最寄りの役員・事務局員にご連絡ください。

岩倉支部でインボイス学習会を開きました！

5月14日（日）の岩倉支部総会では、第2部としてインボイス学習会を行いました。

湖東税理士の動画を視聴した後に質疑応答の時間を取り、インボイス登録が必要になるのはどんな人か、登録の手続きとかかる時間、新しく発生する事務と納税の負担などについて皆で学びました。



もしインボイス制度が始まってしまった場合、2割特例（仕入税額控除を売上の8割で計算する）は、令和8年度分までしか使えません。インボイス実施の5年後には、年売上1千万円未満でも本来の課税業者と変わらな

い負担を負うことになります。

年の売上が1千万円未満の業者は、負担に耐えられないからこそ免税されているのに、その営業と生活を押しつぶすインボイス制度は許せません。

民商はインボイス制度の実施中止の運動を続けています。

当日の質問より

Q、いままで税抜きで請求していたけれど、インボイスによる消費税分は、こちらと取引先どちらに払う義務があるのか？

A、納税義務は申告する業者にあります。法律上は今までも税込みで請求していました。新たな税負担分を請求するなら単価の見直しを取引先と話し合うことになります。

Q、インボイスで請求書はどう変わるの？

A、書類を出す業者の名前、登録番号、取引年月日と取引内容、金額と適用税率、消費税額、書類を受け取る業者の名前の記載が求められます。

インボイス制度アンケートにお答えください！

愛知商工団体連合会は、愛知県で営業している自営業・フリーランスを対象に、インボイス制度についての登録状況や意見などを求めるアンケートを行っています。

5問なのですぐに回答できます。集まった回答結果は、今後の国会議員要請などに活用させていただきます。

業者の立場から特に困っていることや、インボイス制度の実態を教えてください。

回答をいただける方は民商事務所か最寄りの役員・事務局にご連絡ください。

このアンケートは5月末をもって締め切る予定です。